

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年１２月

労働・保険ニュース[№231]



　　　　　　**働き方改革推進法の施行時期**

**2019（Ｈ31）　　　2020　　　　2021　　　　2022**

**4.1　　　　　　　4.1　　　　　4.1　　　　　4.1**

大企業

**時間外労働の**

中小企業

**上限規制**

大企業

**同一労働同一賃金関連**

中小企業

**（パートタイム労働法）**

**（労働者派遣業）**

**その他の改正項目**

**（高度プロ制度、**

全企業

**フレックスタイム制度、**

**年次有給休暇の消化義務、**

**勤務間インターバルの努力義務、**

**産業医の権限強化等）**

**その他の改正項目で時間外60時間超の中小企業の割増賃金率は2023.4.1から50％以上になります。**

**※2019年4月から施行される年次有給休暇の消化義務については、詳細をあらためてご案内いたします。**



**年次有給休暇の時季指定義務**

　　　　　　　　　　　　　　　**―２０１９．４．1から―**

2019年4月から年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられます。

　　　2019　　　　　　10日付与（基準日）　　　　　　　　　2020

　　　　●　　　　　　　　　●　　　　　　　　　　　　　　　　　●

　　　4/1入社　　　　　　10/1　　　　　　　　　　　　　　　9/30

この１年間に

５日の取得



**年末年始の休暇**

　　12/29～1/3　休ませていただきますので、ご迷惑をおかけし致しますが

　　よろしくお願い致します。

社会保険労務士法人オフィスＣＯＡ・中小企業労働保険協会

TEL 0985-25-1200 　FAX 0985-25-2378

E-mail：oosaki@bronze.ocn.ne.jp ✱　　HP：//www.office-coa.net